

令和7年3月4日

署名議員 番
番

令和7年3月中札内村議会定例会議案

中 札 内 村

提 出 議 案 目 次

番 号	件 名
議案第 2 号	中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号	中札内村犯罪被害者等支援条例の制定について
議案第 6 号	定住自立圏の形成に関する協定の変更について
議案第 7 号	令和 6 年度中札内村一般会計補正予算について
議案第 8 号	令和 6 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 9 号	令和 6 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
議案第 10 号	令和 6 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 11 号	令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
議案第 12 号	令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について
議案第 13 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 14 号	職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 15 号	令和 7 年度中札内村一般会計予算について
議案第 16 号	令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
議案第 17 号	令和 7 年度中札内村介護保険特別会計予算について

議案第 1 8 号	令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 1 9 号	令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計予算について
議案第 2 0 号	令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計予算について

令和 7 年 3 月 4 日提出

中 札 内 村 長 森 田 匡 彦

議案第2号

中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村職員定数条例（昭和46年条例第13号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村職員定数条例の一部を改正する条例

中札内村職員定数条例（昭和46年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、監査委員及び選挙管理委員会」を削り、「勤務する職員」を「常時勤務する一般職の職員」に、「教職員で次の各号に掲げる職員以外のもの」を「教職員等（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を除く。）」に改め、同条各号を削る。

第2条第1号中「75人」を「79人」に改める。

本則に次の1条を加える。

第4条 次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- （1） 休職者
 - （2） 兼務者
 - （3） 派遣職員
 - （4） 6か月以上の長期研修者
 - （5） 産前産後休暇者及び育児休業者
- 2 前項に規定する職員が職務に服することにより第2条各号の定数を超えるに至ったときは、その定数に欠員が生ずるまでの間、その職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「より、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、」を削る。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

改正附則〔令和4年12月6日条例第29号〕附則第2条中「第3項」を「第2項」に改める。

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月6日条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正附則〔令和4年12月6日条例第29号〕附則第2条中「第3項」を「第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第4号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等（昭和26年条例第60号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第3号及び第4号並びに第14条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成27年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(中札内村行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 中札内村行政不服審査会条例(平成28年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(中札内村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第4条 中札内村議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(中札内村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 中札内村個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(中札内村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 中札内村情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁

錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 5 号

中札内村犯罪被害者等支援条例の制定について

中札内村犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

中札内村犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、中札内村における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、村、村民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 村民 中札内村まちづくり基本条例（平成19年3月9日条例第1号）第2条第1号に規定する者をいう。
- (4) 関係機関等 国、道その他の関係機関及び犯罪被害者の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、関係機関等との役割を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を実施しなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 村は、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 村は、前項に定める支援を行うための相談窓口を設置するものとする。

(住居の提供)

第7条 村は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等を支援するため、村営住宅へ一時的な入居ができるよう配慮するものとする。

- 2 前項の規定による入居に関して必要な事項は、別に定める。

(支援金の支給)

第8条 村は、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として、犯罪被害者等に対して、支援金の支給を行うものとする。

- 2 前項の規定による支援金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

(啓発活動の推進)

第9条 村長は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び被害者支援の重要性について、村民の理解を深めるよう必要な啓発活動を推進するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 号

定住自立圏の形成に関する協定の変更について

帯広市との間において、別紙のとおり定住自立圏の形成に関する協定を変更する。

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

（１） 救急医療体制等の確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の救急医療体制等を確保するため、圏域唯一の三次救急医療機関である救命救急センター等の維持・充実を図るとともに、患者の症状に応じた適切な医療機関の利用の啓発に努める。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、甲の住民に啓発を行う。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、乙の住民に啓発を行う。

（２） 地域医療体制の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の地域医療体制の充実を図るため、圏域内における医療従事者の確保に努めるとともに、圏域が抱える地域医療の課題解決に向けた検討をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 検討会議を主催するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、乙と連携して取組をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 甲が主催する検討会議に参加するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、甲と連携して取組をすすめる。

2 福祉

(1) 地域活動支援センターの広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターの広域利用をすすめる。	ア 地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。 イ 連携に関する調整や助言を行う。	地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。

(2) 保育所の広域入所の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応した保育所の広域入所など圏域の子育て支援の取組をすすめる。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。

(3) 高齢者の生活支援体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
高齢者の徘徊などについて、広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向けた取組をすすめる。	ア 甲独自のネットワークを通じての搜索や、圏域町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、乙と協議し、連携して取組をすすめる。	ア 乙独自のネットワークの活用を通じての搜索や、圏域市町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、甲と協議し、連携して取組をすすめる。

3 教育

(1) 図書館の広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館の広域利用を促進するため、図書館相互の連携を強化する。	圏域の郷土資料や行事等の情報収集、職員の資質向上の取組など、図書館の連携強化に関する総合的な調整を行うとともに、圏域の図書館情報を甲の住民に提供する。	甲と連携して、図書館の連携強化に取り組むとともに、圏域の図書館情報を乙の住民に提供する。

(2) 生涯学習の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習施設の利用を促進する。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、甲の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを乙と連携して取り組む。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、乙の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを甲と連携して取り組む。

(3) スポーツ大会等の誘致

取組内容	甲の役割	乙の役割
スポーツ大会等を誘致するため、管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境についての連携体制を強化するほか、大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	ア 乙及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の収集・共有や誘致活動を行う。 イ 大会等の開催に必要な競技施設・宿泊施設等に関する管内調整を行う。 ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	ア 甲及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の提供や誘致活動に協力する。 イ 甲が行う競技施設・宿泊施設等に関する管内調整に協力する。 ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。

4 産業振興

(1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
公益財団法人とかち財団や関係機関と連携して、農商工・産学官連携事業を推進するとともに、十勝圏域における地域ブランド（十勝ブランド）確立のため、PR事業などの取組をすすめる。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関との連絡調整を図るとともに、乙と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を乙と連携して行う。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関や甲と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。

(2) フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
農林水産業や食を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」及びバイオマスの利活用を、圏域全体で推進する。	ア 「フードバレーとかち」を推進するため、協議会を設置・運営するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を乙と連携して推進する。 イ 十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を乙と連携して推進する。	ア 協議会に参画するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を甲と連携して推進する。 イ 十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を甲と連携して推進する。

(3) 企業誘致の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
首都圏などの企業への発信力を高めるため、圏域が一体となった企業立地PRを行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約や連絡調整を行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約などに協力する。

(4) 中小企業勤労者の福祉向上

取組内容	甲の役割	乙の役割
とから勤労者共済センターが実施する福利厚生事業の実施に対する必要な支援を行うとともに、中小企業の加入促進に向けた取組をすすめる。	市町村連絡協議会を主催するとともに、甲の区域内の企業に対し加入を促進する。	市町村連絡協議会に参加するとともに、乙の区域内の企業に対し加入を促進する。

(5) 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。	ア 圏域町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。 イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。 ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。	ア 圏域市町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。 イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報の集約に協力する。 ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。

(6) 農業振興と担い手の育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
営農技術の向上や防疫対策など農業振興に関する広域的な取組をすすめるとともに、地域の担い手を育成するため、合同研修会などを開催する。	ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連絡調整を図るとともに、甲の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。 イ 合同研修会の開催に関する調整を行う。	ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約に協力するとともに、乙の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。 イ 合同研修会の開催に関して、甲と連携して取り組む。

(7) 鳥獣害防止対策の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進するほか、鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向けた検討をすすめる。	ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。 イ 鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、関係機関との情報共有を行うとともに、圏域町村と連携して検討をすすめる。	ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。 イ 鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、圏域市町村と連携して検討をすすめる。

5 環境

(1) 地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の構築を目指す。	脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。	脱炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。

6 防災

(1) 地域防災体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における相互応援体制を構築する。	ア 大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 甲の地域における防災体制の充実に努める。	ア 甲と連携し、大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 乙の地域における防災体制の充実に努める。

議案第 7 号

令和 6 年度中札内村一般会計補正予算について

令和 6 年度中札内村一般会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 8 号

令和 6 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

令和 6 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 9 号

令和 6 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

令和 6 年度中札内村介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 10 号

令和 6 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

令和 6 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 11 号

令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について

令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 12 号

令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第13号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第60号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「6級65号俸」を「6級53号俸」に、「6級20号俸」を「6級8号俸」に、「5級20号俸」を「5級12号俸」に改める。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に掲げる扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間の」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2を削る。

第12条の3第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第15条中「第6条の3及び」及び「から第8条の2まで」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条及び第3条の2関係）

行政職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	169,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
2	170,400	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
3	171,400	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
4	172,300	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5	173,300	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
6	174,200	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
7	175,100	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	176,100	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	177,100	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	178,000	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	178,900	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	180,000	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	181,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	181,300	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	181,600	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	181,900	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	182,200	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	182,500	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	182,800	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	183,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	183,500	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	184,600	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	185,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	186,900	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	188,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	189,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	191,300	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	192,900	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	194,500	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	196,200	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	197,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	199,400	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	201,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	202,700	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	204,400	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	206,100	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	207,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	209,000	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	210,600	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	212,100	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	213,600	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	215,200	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	216,800	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	218,400	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	220,000	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	221,700	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

47	223,000	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	224,300	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	225,600	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	226,700	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	227,800	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	228,900	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	230,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	231,100	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	232,200	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	233,300	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	234,400	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	235,400	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	236,400	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	237,300	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	238,200	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	239,100	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	239,900	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	240,700	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	241,400	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	242,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	242,600	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	243,200	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	243,800	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	244,400	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	245,000	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	245,500	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	246,000	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	246,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	246,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	247,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	247,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	247,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	247,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	248,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	248,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	248,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	249,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	249,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	249,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	250,000	297,100	346,000			
87	250,300	297,400	346,400			
88	250,600	297,700	346,800			
89	250,900	298,000	347,000			
90	251,200	298,300	347,400			
91	251,500	298,600	347,800			
92	251,800	299,000	348,200			
93	252,100	299,200	348,400			
94	252,400	299,400	348,800			
95	252,700	299,700	349,200			
96	253,000	300,100	349,500			
97	253,300	300,300	349,800			
98	253,600	300,600	350,200			
99	253,900	301,000	350,600			

100	254, 200	301, 400	351, 000			
101	254, 500	301, 600	351, 500			
102	254, 800	301, 900	351, 900			
103	255, 100	302, 200	352, 300			
104	255, 400	302, 500	352, 700			
105	255, 700	302, 700	353, 200			
106	256, 000	303, 000	353, 600			
107	256, 300	303, 300	353, 900			
108	256, 600	303, 600	354, 200			
109	256, 900	303, 800	354, 700			
110	257, 200	304, 200				
111	257, 500	304, 600				
112	257, 800	304, 900				
113	258, 100	305, 100				
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				
121		307, 400				
122		307, 600				
123		307, 900				
124		308, 200				
125		308, 500				
定年前再任用 短時間勤務職員	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月6日条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正附則〔令和4年12月6日条例第25号〕附則第3条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「第6条の3及び」及び「から第8条の2まで」を削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例別表第2の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。
(切替日前の異動者の号俸の調整)
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表 号俸の切替表（附則第2項関係）

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

議案第14号

職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例（昭和39年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「服する職員」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

第2条 職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月6日条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正附則〔令和4年12月6日条例第26号〕附則第2項を次のように改める。

（暫定再任用短時間勤務職員に対する寒冷地手当の支給）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員であって地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員に対する寒冷地手当支給に関する条例第2条の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 15 号

令和 7 年度中札内村一般会計予算について

令和 7 年度中札内村一般会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 16 号

令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 17 号

令和 7 年度中札内村介護保険特別会計予算について

令和 7 年度中札内村介護保険特別会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 18 号

令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 19 号

令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計予算について

令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 20 号

令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計予算について

令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。